

令和6年(2024年)

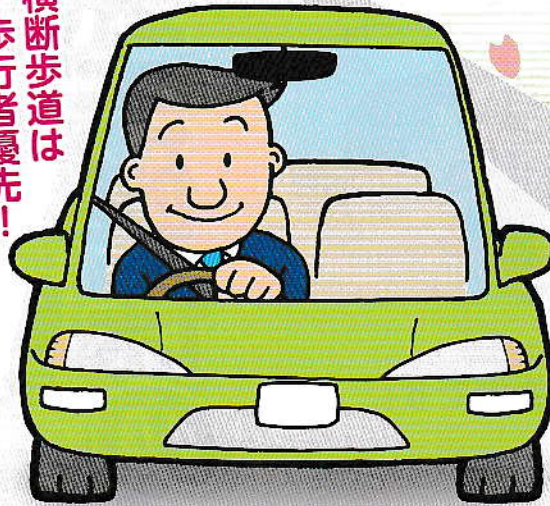
春の交通安全 4月6日(土) → 4月15日(月) 県民総ぐるみ運動

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

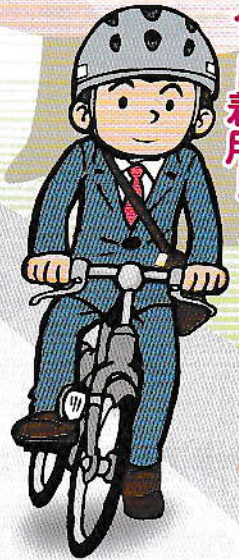
電動キックボードは
ルールを守って安全に!



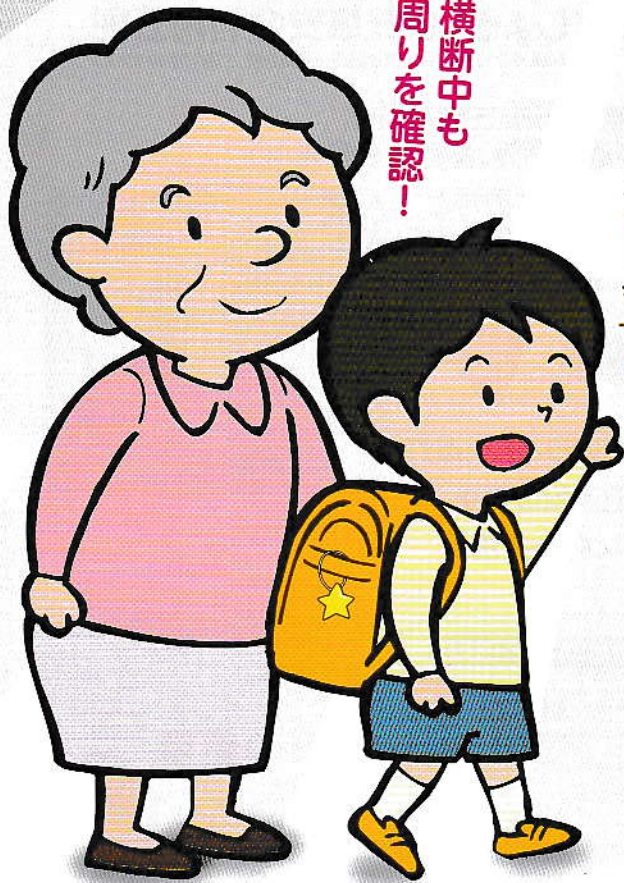
横断歩道は
歩行者優先!



自転車は
ヘルメット着用!



横断中も
周りを確認!



わたります!

運動の重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

泉地区交通安全協会・泉警察署

🚗 ドライバーのみなさん

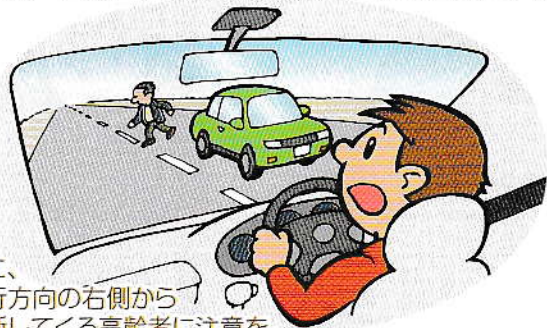
小学校や公園の近くなどでは、
こどもの「飛び出し」を予測して
減速しましょう。

※駐車車両や電柱、
植込みのかげなど
「死角」となる部分にも注意を。



生活道路では、高齢者を早めに
見つけて、「不意の横断」に備えましょう。

※特に、
進行方向の右側から
横断してくる高齢者に注意を。



横断歩道は歩行者が優先です!

 の道路標識や  の道路標示があったら
横断歩道があります。横断歩道に接近する時は減
速をし、横断しようとする人がいるときは、停止線
の手前で必ず止まりましょう。



**飲酒運転を絶対にしない!
させない!**

飲酒運転をした人はもちろん、
「飲酒した人に車を貸す」等の行為を
した人も厳罰です。



全ての席でシートベルト!

正しい装着を心掛けましょう。
こどもには体に合ったチャイルドシートを!

「特定小型原動機付自転車」の基準を満たす電動キックボ
ード等は、16歳以上であれば、免許不要で公道を走行できます。
ヘルメットを着用し、信号や標識等をよく見るなど交通ル
ールを守って利用しましょう。*車道通行が原則です

児童・幼児の保護者のみなさん

お子さんを保護・監督すると共に、こども
の成長や理解に応じて、信号や標識の意
味、安全な横断方法など、交通安全の知識
を教えましょう。通学路などを一緒に歩
き、実地に指導しましょう。



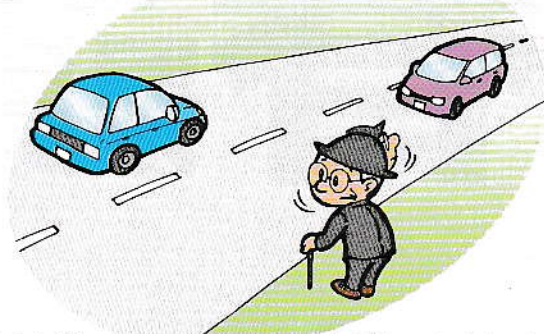
一人ひとりが

再確認!

安全確保の心掛け

🚶 歩行者のみなさん

通り過ぎた車のすぐ後ろから
横断するのは危険です。



- 道路を渡る前に、右や左から車が来ていないか、
しっかり確かめましょう。
- できるだけ、信号機のある横断歩道
を利用しましょう。

夜は反射材や
LED ライトを着用!



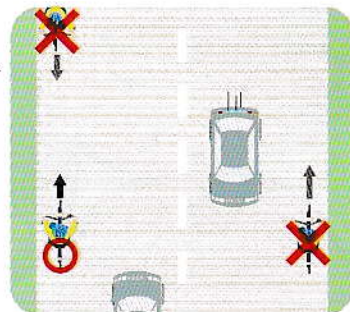
夕暮れ時や夜間は自分の存在が
目立つような工夫を心掛けましょう。
※白などの明るい色の服装も
効果的です。

🚲 自転車利用者のみなさん

守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



令和5年4月1日より

**努力義務です!
自転車のヘルメットの着用**

※保護者が幼児を幼児用座席に乗せると
きや、幼児や児童が自転車を運転する
ときも、こどもにヘルメットをかぶらせ
るよう努めなければなりません。



万が一の事故に備えて
自転車保険等に参加しましょう!